

# 船橋市障害者グループホーム スプリンクラー整備費補助金について①

## 設立の経緯

消防法の改正により、平成27年4月1日より新たに開設される障害者グループホームについては、原則スプリンクラー設備の設置等が義務付けられました。

これに伴い、本市では、建築基準法並びに消防法の改正により整備が条件付けされた市内障害者グループホームの拡充を促進するため、物件を賃借により新たに障害者グループホームを整備する事業者に対して、スプリンクラー整備費の一部を補助する船橋市障害者グループホームスプリンクラー整備費補助金を創設しました。

## 補助対象

平成27年4月1日より新たに指定を受けた障害者グループホームのうち、物件の賃借により開設され、スプリンクラーの整備を図るもの。

## 補助額の算定方法

次のア～ウのうち、最も低い額に補助率3／4を乗じた額（千円未満切り捨て）

- (ア) スプリンクラー整備に必要な工事費又は工事請負費の実支出額の合計額
- (イ) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- (ウ) 18,000円×延べ床面積

※消火ポンプユニットが必要な場合は、1施設あたり3,000千円の加算。

# 船橋市障害者グループホーム スプリンクラー整備費補助金について②

## 相談から補助金交付までの想定スケジュール

月	市	法人	備考
7		事前相談	窓口での事前相談をご希望の方は担当までご連絡ください。
8		事前協議申請書提出	
9	内示通知	入札参加業者を市へ確認	入札参加業者や入札通知書の内容を事前に市に確認すること。
10	入札立会い	入札、契約・着工	入札結果の届出書を提出すること
11		交付申請書提出	
12	交付決定通知	工事の進捗確認	
1		竣工	工事の遅延等の問題が生じた場合は速やかに市へ報告すること。
2		実績報告書・請求書提出	
3	交付確定通知		
5	補助金交付		